

## 協議会の運営及び日程等について

### 1 協議会の運営について

#### (1)代理出席について

委員が会議をやむを得ず欠席する場合は、委任状（別紙1）の提出により代理の方の出席を可能とする。ただし、代理の方は、会長、副会長の職務は行えない。

なお、代理出席されない場合には、当日の協議内容等について、事務局から適切に情報提供を行い、次回の会議に支障のないようにする。

#### (2)任期途中の委員の交代について

各団体からの推薦による委員が、任期途中で委員を交代する場合には、各推薦団体が交代届（別紙2）を教育長へ提出する。学校長、教育委員会事務局職員の委員については、人事異動により交代する。

#### (3)新型コロナウイルス感染症の感染状況による会議開催について

緊急事態宣言中の協議会の開催については、原則オンライン会議とするが、教育委員会事務局のホスト会場での参加も可とする（オンライン会議の参加方法は別紙3）。

まん延防止等重点措置適用期間中の協議会の開催については、原則、適切な感染症対策を講じたうえで対面による会議とする。

### 2 協議日程について(予定)

	開催時期	協議事項
第2回	5月下旬	・統合新校の位置及び通学区域 ・通学負担の緩和措置
第3回	6月下旬	・統合新校の位置及び通学区域 ・通学負担の緩和措置
第4回	7月下旬	・新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業 ・施設整備の方向性、課題整理
第5回	8月中旬	・新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業 ・施設整備の方向性、課題整理
第6回	10月上旬	・校名等の課題整理 ・統合にあたって配慮すべき事項 ・今後の取組体制、スケジュール
第7回	11月上旬	・協議結果の最終報告

以 上